改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2　略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的記録による保存） **第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第六条及び次号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ［2　同上］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十一項並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十一条第一項及び第十四条の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十五日

総務大臣　鈴木　淳司

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）はこれを加える。

改正後	改正前
（少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項） **第二十一条**　法第十九条の十六第十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第十九条の十六第四項に規定する開示請求者（次条第一号において「開示請求者」という。）が求めることができる開示の実施の方法 ［二　略］ 三　事務所における開示（次号及び第五号に規定する方法以外の方法による少額領収書等の写しの開示をいう。次条第三号において同じ。）を実施することができる日、時間及び場所 四　写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求めることができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用 五　令第十二条第四号に掲げる方法による少額領収書等の写しの開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項 （開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項） **第二十二条**　令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　事務所における開示の実施を希望する日 四　写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求める場合にあつては、その旨	（少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項） **第二十一条**　法第十九条の十六第十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第十九条の十六第四項に規定する開示請求者（次条において「開示請求者」という。）が求めることができる開示の実施の方法 ［二　同上］ 三　開示を実施することができる日、時間及び場所 四　少額領収書等の写しの送付を求めることができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用 ［新設］ （開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項） **第二十二条**　令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　開示の実施（次号に規定する場合を除く。）を希望する日 四　少額領収書等の写しの送付を求める場合にあつては、その旨